

総合サービス室

どうぞお気軽にご利用ください

役場の総合案内窓口です

印鑑登録証明書 交付手数料 1通450円

印鑑登録証明書は、不動産の登記や自動車の登録、相続など、ご自身の権利・義務の発生や変更などを伴う行為に利用される、重要な証明書です。

印鑑証明書が必要になった場合には、総合サービス室の窓口で印鑑登録をし、印鑑証明書の交付を受けることになります。

印鑑登録をされる方へ 登録手数料 1件450円

- ▶本町に住民登録がある方は、1人1個の印鑑の登録ができます。ただし、15歳未満の方、成年被後見人の方は、印鑑の登録をすることができません。また、印影が不鮮明であったり、印形が変化しやすいなど、登録に不適当な印鑑は登録することができません。
- ▶登録の際は、登録したい印鑑を持参していただくことと、登録する本人であることの確認をさせていただきます。

本人確認の方法(どちらか一つの方法)

- 官公署が発行した免許証や許可証、資格証明書などで本人の写真を貼付したものを提示。
- 本町で印鑑登録をしている方が、その登録印を持参して、登録申請する方が本人に間違いのないことの保証を書面で提出。
- ▶印鑑登録をしたい方が、疾病やその他やむを得ない理由により、ご自身で申請できないときは、代理人の方が委任状を持参し、申請することができます。申請を受けると、役場では申請者ご本人に照会書を送り、申請の意思の確認をさせていただきます。代理人の方は、照会の回答書と申請者の方が登録したい印鑑、代理人の方の印鑑、代理人の方の本人確認ができるものを持参していただき、登録することができます。郵送での照会となるため、代理人の方が申請した日から数日後の登録となります。
- ▶印鑑登録をされた方には、印鑑登録証をお渡しします。印鑑登録証を窓口で提示していただき、交付手数料を納めていただくことで、ご本人はもちろん代理人の方も印鑑登録証明書の交付を受けることができます。提示がなければ、ご本人が登録印を持参して窓口いらしても交付することはできません。

印鑑登録証(カード)をお持ちの方へ

- ▶①の黄色い印鑑登録証を現在もお持ちの方は、ご都合のよろしいときに印鑑登録証と登録印を総合サービス室にお持ちいただき、②のカードへの切り替えをお願いします。(手数料はかかりません)
 - ▶②のカードが割れてしまった場合は、割れたカード(登録番号が分かる状態)と登録印を総合サービス室にお持ちいただければ、新しいカードに無料で交換することができます。
- ※手続きは代理人の方でもできますが、その場合も切り替えをする印鑑登録証と登録印が必要です。代理人の方の印鑑は必要ありません。



問い合わせ先/役場環境生活課総合サービス室 ☎ 4 8 2 - 2 9 3 4 (課直通)

9月1日は防災の日です

防災ワンポイントコーナー

本町は直下型地震が道内で最も多い地域 地震に対する備えを万全にしましょう

9月1日は「防災の日」です。防災の日の由来をご存じですか。

1923年(大正12年)9月1日午前11時58分44秒、相模湾で大地震が発生。東京都を中心に千葉、埼玉、静岡、山梨、茨城、長野、栃木、群馬の各県に甚大な被害をもたらしました。死者・行方不明者合わせて14万人超、倒壊家屋は約26万戸、焼失家屋約46万5,000戸。また、地盤の隆起が最大で182cm、地盤の水平移動は最大4mにも及ぶとともに、丹沢・伊豆・箱根の山岳部では山崩れ、山津波が発生し、海岸部では津波も発生しました。

1959年(昭和34年)9月26日～27日には伊勢湾台風が発生。近畿、東海地方を中心とする39都道府県において、死者・行方不明者5,000人以上、負傷者約4万人の他、家屋倒壊・流出など4万戸以上、船舶被害約1万4,000隻という大きな被害となりました。

これらにより、関東大震災が起きた9月1日を地震のみならず台風や自然災害に備えるための重要な日として、1960年(昭和35年)に内閣閣議において「防災の日」と制定しました。

道東では、千島海溝・日本海溝型の地震が、釧路・根室・十勝沖で頻発しています。1993(平成5)年の釧路沖地震では、本町も道路や家屋に被害が発生しています。また本町は、内陸型地震(直下型地震)の発生件数が道内で最も多い地域だといわれています。

被害が大きかった地震として、1938年(昭和13年)の屈斜路地震、1959年(昭和34年)のペケレ地震、1967年(昭和42年)の弟子屈地震が有名です。当時の観測震度は4～5となっていますが、実際には5強～6弱くらいの被害だったといわれています。

直下型地震が発生した年	地域・震度
1938(昭和13)年 屈斜路地震	弟子屈 / 4
1953(昭和28)年	弟子屈・屈斜路 / 4
1959(昭和34)年 ペケレ地震	弟子屈 / 5・川湯 / 4
1961(昭和36)年	弟子屈・川湯 / 4
1965(昭和40)年	弟子屈・川湯 / 4
1967(昭和42)年 弟子屈地震	アイヌコタン・和琴 / 5
1982(昭和57)年	川湯・美留和 / 4

地震は、いつ発生するか予測がほとんどつかない自然災害です。普段から、ご家庭で予防対策を立て、避難準備品の整備をしておくことが大切です。

災害時の対応についての詳細や、非常時の持ち出し品などは、広報でしかが6月号と一緒に配布した「弟子屈町防災ガイドブック」の12～16ページに詳しく記載しています。今一度、ご確認ください。

9月1日の防災の日には「役場職員による電話伝達訓練」以外に訓練の予定はありませんが、10月29日(木)には「弟子屈町総合防災訓練」を行います。弟子屈中学校を避難所として、役場職員のほか、同中学校近隣の住民の皆さん、弟子屈町女性団体協議会、弟子屈消防署、弟子屈警察署、陸上自衛隊、防災協定を締結している一部の団体・企業に参加していただく予定です。避難所訓練に参加を予定(案内)しているのは、美羅尾が丘自治会と湯の島自治会ですが、この機会に参加を希望する自治会・学校・施設・機関がありましたら、下記までご連絡ください。



問い合わせ先/役場総務課情報防災係 ☎ 4 8 2 - 2 9 1 2 (課直通)